

赤坂遺跡の概要

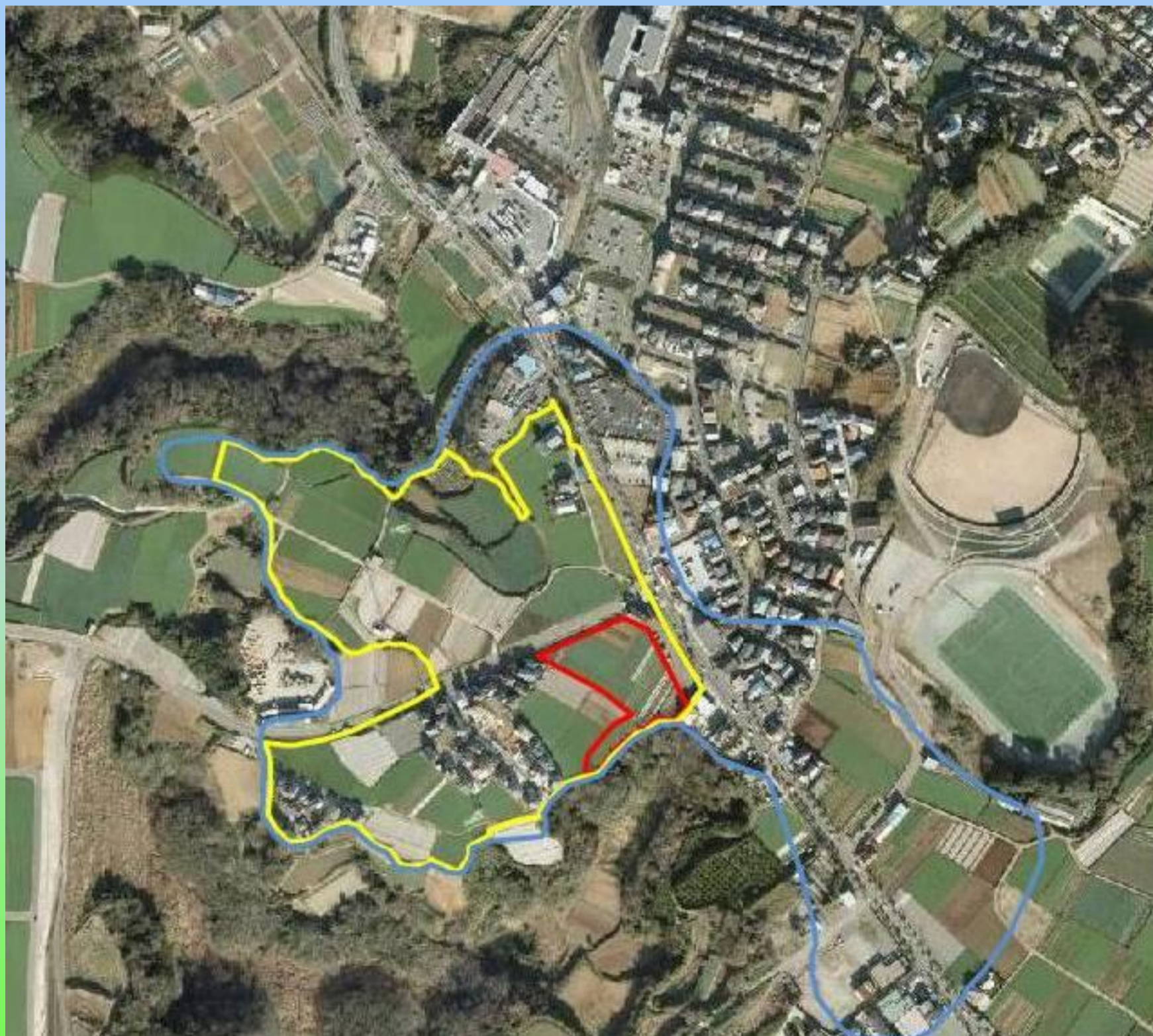
赤坂遺跡は、約70,000㎡の範囲に広がっている三浦半島の拠点ともいえる南関東屈指の大形集落であり、県内における弥生時代中期後半から後期に継続して営まれていた数少ない集落であることから重要であるといえます。さらに、長軸15.0m×短軸12.2mの巨大住居址が検出されたことなどから、三浦半島南部における「拠点的」性格をもった集落址であることが判明しています。

また、発掘調査によって発見されている遺構・遺物は、三浦半島の遺跡の中でも群を抜いています。竪穴住居址はすでに130軒以上を数え、中でも長軸10mを超える住居址が4軒検出されています。他にも、住居址の中に貝塚を伴う竪穴住居址も発見されており、深鉢形土器と壺形土器に伴い鹿角製の簪（かんざし）やベンケイガイ製の貝輪などが出土しています。

遺物は、土器をはじめとして銅釧や銅環・銅鏃などの青銅製品、ガラス玉といった装身具類、板状鉄斧や太型蛤刃石斧といった伐採具等、鉄製釣針といった漁撈具等、炭化米をはじめとしたクルミ・モモといった植物類、シカやイノシシなどの獣類、サザエ、バテイラ、アワビなどの貝類、そして他地域からもたらされた遺物の出土など豊富な遺物が出土しています。出土遺物から見ても、周囲を海に囲まれている三浦半島の先端部という集落の立地状況から海上を利用した遠隔地との交流や漁撈活動を伺わせる遺跡であり、弥生時代の社会を解明する上においても学術的価値が高いといえます。

さらに、遺跡の大半が畑地であり、遺構の保存状態が良好であると思われ、周辺地形も比較的良く残されていることから集落の立地環境を考える上でも貴重な遺跡です。

特に国史跡に指定された範囲は、標高が約50mで、遺跡中もっとも標高が高く、眺望が相模湾・東京湾の両岸にきく、相模湾からの入江の迫る地区にあたります。昭和41(1966)年以來の調査で、本遺跡の核となり得る高い遺構の密集地域であることが確認されている重要な場所に当たります。(参考文献：『三浦市埋蔵文化財調査報告書第2集』・1992年3月)



赤坂遺跡の航空写真。赤色の線は、平成23(2011)年3月8日に国史跡の指定を受けた範囲(4,708,86㎡)、黄色の線は、昭和52(1977)年に文化庁文化審議会から国史跡指定相当の貴重な遺跡として答申を受けた範囲(約5万㎡)、青色の線は、赤坂遺跡全体の範囲(約7万㎡)を示す。